

答 申 書

答申第 1 7 号（諮問第 1 7 号）

令和 7 年 7 月 2 8 日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町情報公開審査会

令和 7 年 1 月 3 0 日付け井発第 4 9 9 1 号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和 6 年 1 1 月 2 2 日付け井発第 3 9 9 4 号により、井
川町長が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、公文書不開示決定処分取消しを求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

本件不利益処分は、情報公開請求の「却下」又は「不受理」と同義であるのだから、「不開示決定処分」を取り消して「申請拒否処分」とすべき。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

本件処分は、R02.04.01 から現在までの期間において決定された、「申請者本人による公文書公開又は開示請求に対する当該決定件数を表わした個人データ」の公文書開示請求に対して、公文書の開示をしない理由を付して、不開示決定処分をしたものである。

これに対して審査請求人は、当該不利益処分は、情報公開請求の「却下」又は「不受理」と同義であるのだから、「不開示決定処分」を取り消して「申請拒否処分」とすべき、と主張している。

ア. 情報公開請求の記録データについて

当町では、全請求者の「受付（受理）年月日」、「受付番号」、「請求する公文書の名称」、「主務課」、「公開区分」、「発信番号」、「決定期限」、「備考」を記録したデータを作成・保有している。このデータを作成する目的は、町広報誌において、1年間の情報公開請求件数を公表する為である。広報誌に件数を掲載するにあたっては、全請求の件数のみ把握出来ればよく、請求者氏名の記録や紐づけをして管理する必要は無いため、現状は記録していない。よって、請求者別に抽出して開示することもできない。

また、たとえ個人別に記録していたとしても、その公文書が存在しているか否

かを答えるだけで、請求人が情報開示請求をしたことがある者かどうかという「個人に関する情報」を開示することになり、井川町情報公開条例第9条に該当する為、公文書存否応答拒否決定になることを、原処分の際に申し添えた。

イ. 通話による問い合わせについて

審査請求書にある「申請者（本件審査請求人）は当初、総務課総務班担当から通話により……、旨の回答を得た（別紙3）ので、本件申請を為したものである。」の部分について、「個人情報保護法に基づく開示請求」を「情報公開請求制度」の方で請求できるか、という審査請求人による問い合わせに対し、「請求できるが、個人情報等の不開示情報はマスキングされて公開される」と一般的な事務処理について、総務課総務班担当者が回答したものである。一般的な事務処理について回答したのは、問い合わせの時点では、審査請求人が開示請求予定とする公文書の詳細については不明確であった為である。よって、通話時の回答は、原処分の開示請求（審査請求人の公文書公開請求件数の個人データ）について、開示決定される、と認めたものではない。

ウ. 審査請求人の主張する「申請拒否処分」について

井川町行政手続条例第7条より、行政庁は、申請が到達したら遅滞なく申請の審査を開始しなければならないのであり、申請が到達したにもかかわらず、申請を受け付けない、受理しない等の取扱いはできないこととなる。

審査請求人は、本件不開示決定処分を「開示請求申請の門前払い」の意味で捉えている主張をしているが、上記の規定より、申請を受け付けしない（門前払いする）ことはそもそもできない。

原処分は、公文書開示請求書の到達後、遅滞なく申請の審査を開始し、公文書不開示決定という「処分」を行ったものであり、井川町行政手続条例にも違反しない。

以上の3点の弁明から、本件処分に違法又は不当な点はないと判断している。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○実施機関が行った本件処分に対して

実施機関により証拠書類として提出された「令和6年度情報公開請求（全請求）の記録データ（抜粋）」には、個人を特定できる情報は無く、審査請求人が要求

する公文書を実施機関が保有しているとは認められない。よって、R02.04.01 から現在までの期間において決定された、「申請者本人による公文書公開又は開示請求に対する当該決定件数を表わした個人データ」の公文書開示請求に対して、「全請求者の公文書開示請求を取りまとめたデータは保有しているが、個人別に記録したデータは保有していない為、不開示」と、存在しない理由を付して、不開示決定とした処分について、違法又は不当な点はないと判断する。

○申請拒否処分に変更するべきとの主張に対して

「公文書不開示決定処分」を取消し、「申請拒否処分」に変更することについては、不服申し立てをする利益はない。

○その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年11月22日付け井発第3994号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和7年1月30日	諮問の受理（諮問第17号）
②	令和7年5月26日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和7年7月28日	答申案の審議
④	令和7年7月28日	答申

6 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士